

令和3年度 元気生活圏元気創出応援事業 多様な主体による地域づくり支援事業 募集要項

中山間地域の地域団体と多様な外部人材が連携して、中山間地域の課題解決や活性化に向けて実施する事業に要する経費について助成金を交付します

※地域団体と外部人材で構成する共同体「地域協議会」が事業の実施主体となります。

1 助成の目的

人口減少や高齢化により、集落機能の低下や担い手不足が進む中山間地域において、外部人材を積極的に活用しながら、課題解決に向けた地域の取組を支援し、自立的・持続的な地域運営と中山間地域の活性化を図ること。

2 対象エリア

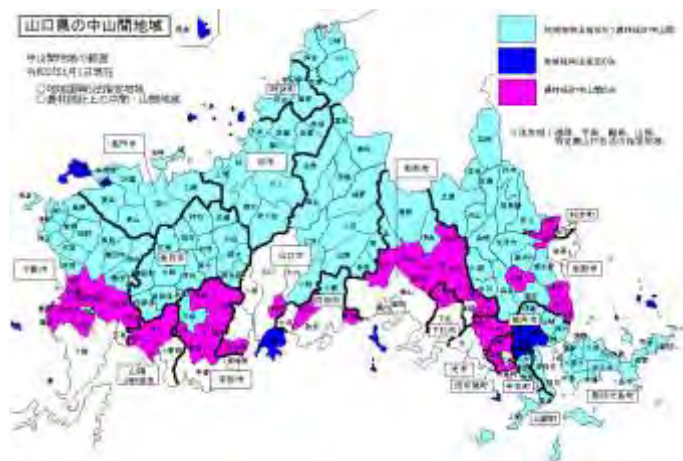
山口県中山間地域振興条例（平成18年山口県条例第51号）第2条に定める「中山間地域」を対象とします。

●全域が中山間地域に該当する市町

萩市、長門市、柳井市、美祢市、
周防大島町、上関町、平生町、阿武町

●一部の区域が中山間地域に該当する市町

下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、
岩国市、光市、周南市、山陽小野田市、
田布施町



中山間地域とは

- ・中山間地域とは、一般的には「平野の周辺部から山間部に至る、まとまった平坦な耕地が少ない地域」とされています。
- ・中山間地域は、新鮮で安心できる食料の生産をはじめ、県土の保全、水源のかん養、県民のふれあいの場の提供など、多面的で公益的な機能を有するだけでなく、美しい景観や伝統的な文化など、大切な資源が今日まで受け継がれているかけがえのない地域です。
- ・山口県の中山間地域は、山間部にあって高齢化が進む地域や、都市近郊で農家世帯と非農家世帯の混住化が進む地域など、様々な地域があり、地域づくりを進める上では、各地域の特性や実情に応じた取組が求められます。（「やまぐち中山間地域づくり支援サイト」より）

3 助成の区分

企業の社会貢献活動による地域づくり支援事業

①対象者

企業（参加者5人以上）と、地域団体に構成する共同体。本事業では「地域協議会」と呼びます。

※定款・会則、会員名簿等の提出は不要です。

地域団体	中山間地域に居住する複数の住民で構成される地域づくり団体等（法人格の有無は問いません。）
企業	会社法に基づいて設立された企業（株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社）またはその他の法律に基づいて設立された国内の民間企業

②対象となる事業

社会貢献活動に取り組む企業による中山間地域づくりの支援活動として、企業と地域団体に構成する地域協議会が3年以上継続して実施する地域づくり活動。

③助成金額

上限 250,000 円/年（補助率 10/10）

3年以上継続する事業に要する経費に対し、初年度に限り助成します。

大学生等による地域づくり支援事業

①対象者

大学生等（参加者5人以上）と、地域団体に構成する共同体。本事業では「地域協議会」と呼びます。

※定款・会則、会員名簿等の提出は不要です。

地域団体	中山間地域に居住する複数の住民で構成される地域づくり団体等（法人格の有無は問いません。）
大学生等	原則として山口県内外に所在する大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の学生及び教職員

②対象となる事業

大学生等による中山間地域の課題解決や活性化に向けた支援活動として、大学生等と地域団体に構成する地域協議会が実施する地域づくり活動。

③助成金額

上限 250,000 円/年（補助率 10/10）

ただし、同一の地域協議会への助成は、原則として3年を限度とします。

地域づくり支援団体等による地域づくり支援事業

①対象者

地域づくり支援団体等（参加者5人以上）と、地域団体で構成する共同体。本事業では「地域協議会」と呼びます。

※定款・会則、会員名簿等の提出は不要です。

地域団体	中山間地域に居住する複数の住民で構成される地域づくり団体等（法人格の有無は問いません。）
地域づくり支援団体等	地域の課題解決に取り組む「地域団体」に対し、継続的な立場から支援を行う団体等（法人格の有無は問いません。）

②対象となる事業

地域づくり支援団体等による中山間地域の課題解決や活性化に向けた支援活動として、地域づくり支援団体等と地域団体で構成する地域協議会が実施する地域づくり活動。

③助成金額

上限 250,000 円/年（補助率 10/10）

ただし、同一の地域協議会への助成は、原則として3年を限度とします。

4 事業の要件

いずれの区分も、次の要件を満たすものとします。

- (1) 原則として、「地域の夢プラン」(※) 等により支援の目的となる地域課題や地域づくりの目標が明確にされている地域において実施される事業であること。
- (2) 山口県内の中山間地域の発展、活性化に寄与するものであること。
- (3) 地域団体が主体的に取り組む地域づくり活動であること。
- (4) 既存施設、物品等の有効利用に努めるなど、事業費は必要最小限のものとなるよう考慮された事業であること。
- (5) 宗教・政治活動を主たる目的としないこと。
- (6) 選挙活動を目的としないこと。
- (7) 営利を目的としないこと。

※「地域の夢プラン」とは

中山間地域で生活する皆さん自身による、手づくりの"地域の将来計画"のことです。

夢プランでは、地域の夢、地域の課題や解決方策、将来目標、役割分担等を定めます。

（「やまぐち中山間地域づくり支援サイト」より）

5 助成の対象になる経費

企業の社会貢献活動による地域づくり支援事業

旅 費	地域住民が企業に出向き協議等を行う場合の交通費や移動に伴う経費 例) 自家用車の車賃、公共交通機関の運賃、バスの車両借上料等
消 耗 品 費	地域住民が企業に出向き協議等を行う場合の事務用品や、消耗機材等 例) 用紙・文具・封筒・インクカートリッジ等の事務品、材料代
備 品 購 入 費	地域協議会の活動の遂行に必要な機器・工具等の購入費 ※助成後、事業目的に沿って5年以上活用する場合に限る。
通 信 運 搬 費	地域住民が企業との連絡調整に要する郵便切手代、はがき代、活動の遂行に必要な物品の運搬費

大学生等による地域づくり支援事業および地域づくり支援団体等による地域づくり支援事業

旅 費	地域協議会の活動に要する交通費、宿泊費や、移動に伴う経費 例) 自家用車の車賃、宿泊費（実費。飲食経費等を除く。）、公共交通機関の運賃、バスやレンタカーの車両借上料等
消 耗 品 費	地域協議会の活動に要する事務用品や原材料等 例) 用紙・文具・封筒・インクカートリッジ等の事務品、材料代
備 品 購 入 費	地域協議会の活動の遂行に必要な事務機器・工具等の購入費 ※助成後、事業目的に沿って5年以上活用する場合に限る。
印 刷 製 本 費	地域協議会が印刷業者等に発注するチラシ・ポスター・資料の印刷・コピー、写真の現像等に要する経費
通 信 運 搬 費	地域協議会が郵便切手、はがき、配達料等、活動の遂行に必要な物品の運搬費
保 険 料	地域協議会のボランティア活動保険料
会場使用料等	地域協議会の活動に要する会場使用料（冷暖房費を含む。）、機材等リース料・レンタル料等
委 託 料 等	地域協議会の活動を推進するため、外部に発注する費用（外注費） ※特に必要と認める場合に限る。

※対象外の経費（例）

- ・事務所の維持等の管理運営費や、他団体への助成金・寄付金等、助成対象事業の実施に直接つながらない経費
- ・懇親会等の食糧費、記念品・手土産代
- ・土地、建物、設備、その他の固定資産の取得又は整備に要する経費

6 申込み・応募方法

まずは、申請前に必ず事務局までご相談ください。詳細をご案内いたします。

●地域団体と、連携する外部人材（企業、大学生、NPO 等）が確定している場合

「元気生活圏元気創出応援事業 地域エントリーシート」を、地域団体が所在する市役所・町役場の担当窓口を通して、提出していただきます。

※市町と関係する県民局が協議の上、エントリーシートが提供されます。

●連携先が確定していない場合

地域および外部人材のニーズを元に、事務局にてマッチングを行います。

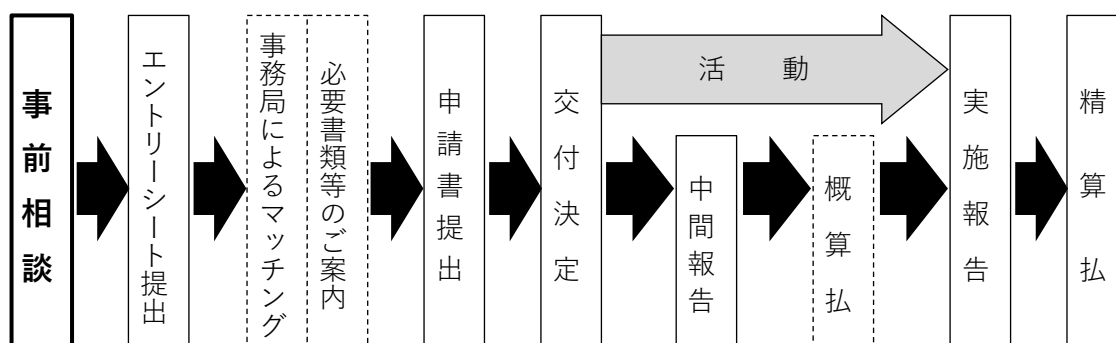
①地域団体の皆さま 外部人材による支援活動を希望する場合

「元気生活圏元気創出応援事業 地域エントリーシート」を、地域団体が所在する市役所・町役場の担当窓口を通して、提出していただきます。

②企業、大学生等、地域づくり支援団体等の皆さま 中山間地域の支援活動を実施したい場合 事務局までご連絡ください。

募集期間：随時

（参考）申請～活動まで 大まかなスケジュール



申請上の留意事項

すべての手続きは、市役所・町役場の担当窓口を経由して行います。

お申込・お問合せ先

NPO 法人市民プロデュース

（やまぐち元気生活圏協働支援事業 受託者）

〒753-0074 山口市中央 3-6-1-2F（平日 9:00～17:00）

TEL 083-932-4919 FAX 083-932-4929

E-mail shiminproduce@gmail.com 【担当：小柳、長井】